

申請受付中

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活支援を行う観点から、特別給付金を支給します。

申請方法等の詳細は、町ホームページをご確認いただくか、こども課までお問い合わせください。

### ▶支給対象者 次のいずれかに該当する方

※令和5年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

#### 【ひとり親世帯分】

- ①公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ②食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

#### 【ひとり親世帯以外】（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給している方は20歳未満）を養育する父母等であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります

▶支給額 対象児童一人当たり一律5万円

▶申請期限 令和6年2月29日（木）必着

【問合せ先】 こども課 ☎ 029-240-7144（直通）

## 浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆様のご協力をお願いします。

### 保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。
- また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

### 清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ぱっ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。
- 町の許可を受けた清掃業者に委託してください。

### 法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月の間に1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会に申込みをしてください。（☎029-291-4000）
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。

### 一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。
- 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者にお申し込みください。

### 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

- 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らすことができます。
- 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- 浄化槽の設置には、補助金が交付される場合があります。

【問合せ先】 茨城県県民生活環境部 環境対策課 ☎ 029-301-2966  
茨城町 下水道課 農業集落排水グループ ☎ 029-240-7128（直通）

## 不動産取得税のお知らせ



### ○不動産取得税とは？

不動産を取得したときにかかる県の税金です。

- ・土地→売買、贈与、交換など
- ・家屋→建築（新築、増築、改築）、売買、贈与、交換など

### ○不動産を取得したときは、申告が必要です

不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に「不動産取得申告（報告）書」を、茨城町税務課または水戸県税事務所へ提出してください。

ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する登記（表示に関する登記または所有権の登記）を申請した場合には、申告書の提出は不要です。

### ○納税額

税額 = 不動産の価格 × 税率（土地と住宅：3%、住宅以外の家屋：4%）

不動産の価格 → 市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格

### ○軽減措置等

住宅や住宅用土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば、申請により軽減措置や納税の猶予を受けることができます。

詳しくは、水戸県税事務所までお問い合わせください。



【問合せ先】 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 ☎ 029-221-4820 詳細はこちらまで  
水戸市柵町1-3-1（茨城県水戸合同庁舎内）  
ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>

## 消費生活センター

### 副業や投資の勧誘に注意



「簡単に稼げる」とうたう副業や投資に関する情報商材<sup>※1</sup>のトラブルが増えており、副業に必要なアプリと称した遠隔操作アプリ<sup>※2</sup>を悪用して借金をさせる場合などもあり、注意が必要です。

- ※1 **情報商材** …… 副業や投資で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売される情報のこと。
- ※2 **遠隔操作アプリ** … 自分のスマートフォンやパソコンを第三者が遠隔操作できるようにするためのアプリ。

### 事例

- ◆「1日15分スマホで副業」「驚くほど簡単に稼げる」などうたっている事業者から、副業や投資に関する情報商材を購入後、高額なサポート契約を勧誘された。お金がないと断ると、遠隔操作アプリのインストールを指示され、借金をさせられた。

### ⚠️トラブル防止のポイント

- 「簡単に稼げる」という広告をうのみにしない。
- 借金してまで契約しない。
- 勧誘により指示されたアプリは絶対にインストールしない。
- 遠隔操作等で貸金業者サイトに登録してしまったら、IDやパスワードを変更するなどの、悪用されないための対策を取る。
- 不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、早めに消費生活センターへ相談しましょう。

### 困ったときは早めに消費生活センターへ

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690（直通）  
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時（土・日・祝日を除く）  
消費者ホットライン ☎188（局番なし）